

## 地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書

たばこは、たばこ事業法で規定された合法的嗜好品であり、税収面からもたばこ税は、国や地方自治体の重要な財源として、長年にわたり多大な貢献を果たしています。本市においても、たばこ税収入は年間10億3千万円に上り、市の貴重な一般財源として大きく貢献しているところです。

しかしながら、近年のたばこを取り巻く環境については、複数年にわたるたばこ税増税、改正健康増進法の段階的な施行など喫煙規制強化の拡大やたばこ消費量の減少により、葉たばこ耕作農家やたばこ販売店は、経営に大きな影響を受けています。また、飲食業、宿泊業等のサービス業においては、改正健康増進法の原則屋内禁煙の措置に対応するための店舗の改装等の相応の負担が生じています。

改正健康増進法の趣旨は「望まない受動喫煙の防止」であり、分煙環境を整備、推進することが、喫煙者、非喫煙者双方の立場を尊重し共存できる社会の実現につながり、かつ、今後の地方たばこ税の安定的な確保にも資するものと見込まれます。

このため、地方たばこ税を、公共施設における分煙施設の整備や、飲食店、宿泊事業者等における分煙環境の整備に対する支援等の取り組みに有効活用していくことの妥当性、必要性が高まっていると考えます。

よって、国においては、望まない受動喫煙防止の実効性を高めるため、そして分煙社会の実現と推進を図るためにも、地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の創設とその有効的な利活用に取り組むよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月28日

今 治 市 議 会

提出先

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	菅	義偉	様
財務大臣	麻生	太郎	様
総務大臣	武田	良太	様
厚生労働大臣	田村	憲久	様
農林水産大臣	野上浩太郎		様
内閣官房長官	加藤	勝信	様